

国分寺市緑の基本計画実施計画

【令和7(2025)年度～令和 12(2030)年度】



【西恋ヶ窪若松公園】

令和7(2025)年3月

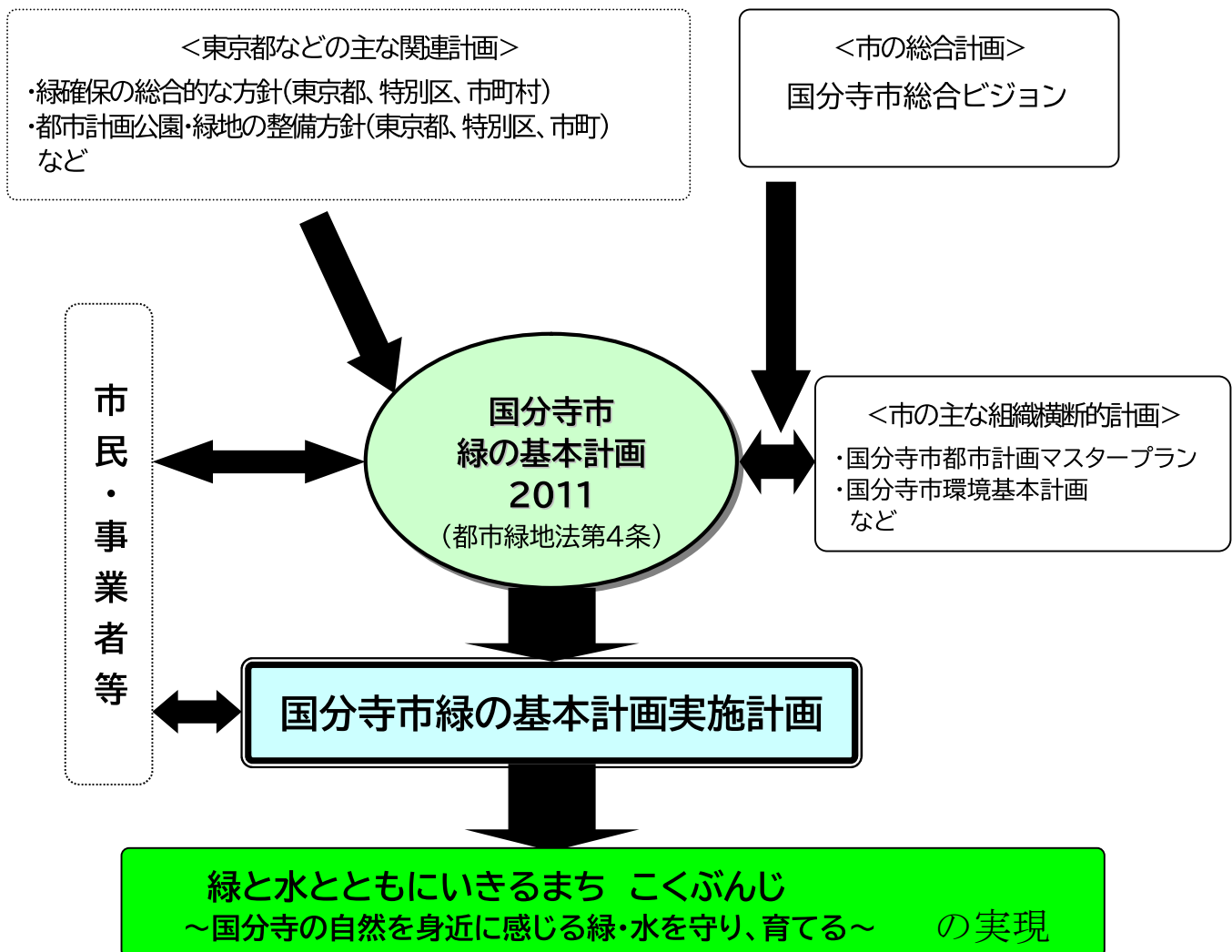
I 国分寺市緑の基本計画実施計画の概要

1. 実施計画の策定趣旨

「国分寺市緑の基本計画 2011」(平成 23(2011)年3月改定)は、「緑と水とともにいきるまち こくぶんじ～国分寺の自然を身近に感じる緑・水を守り、育てる～」を緑と水の将来像に掲げた緑化施策等に関する 20 年間の計画となっており、緑と水の将来像の実現に向けて、6 つの基本方針のもと 103 の主な取組に整理しています。

この基本計画に掲げた施策を計画的かつ効果的に推進していくため、令和7(2025)年度から令和 12(2030)年度までの今後6年間で展開可能な施策について検討し、抽出された 41 施策の実施方法や実施時期などを具体化して取りまとめたものが、「国分寺市緑の基本計画実施計画【令和7(2025)年度～令和 12(2030)年度】」です。

2. 実施計画の位置付



3. 計画期間及び施策の推進

実施計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和 12(2030)年度までの6年間とし、国分寺市総合ビジョンの策定内容を踏まえつつ、施策展開を行っていきます。

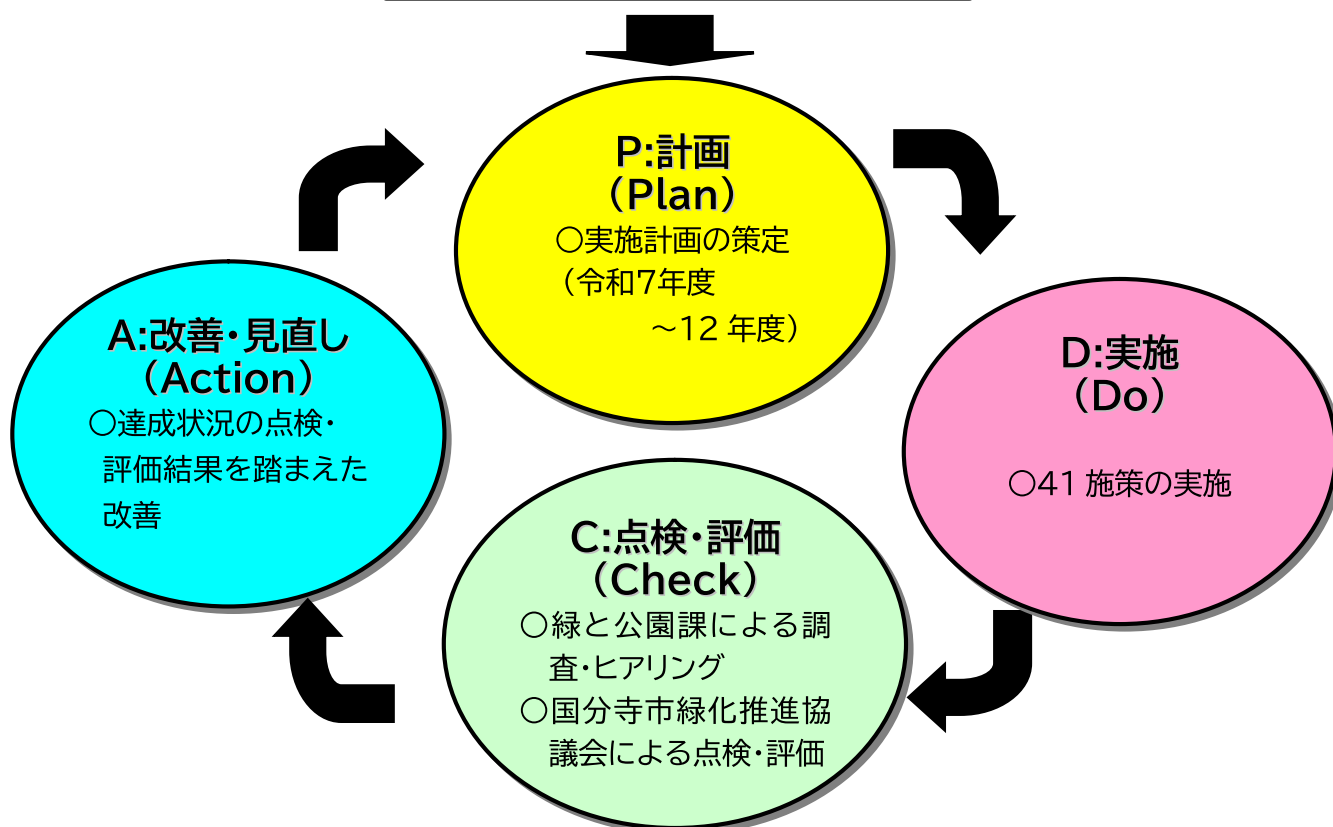
年度 西暦	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	1 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
計 画	基本計画																			改 訂
	実施計画					見直し					見直し					見直し				

4. 今後の展開及び施策の推進

緑の基本計画実施計画は、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Action)の「PDCA サイクル」に基づいて、施策実施の評価・点検を行いながら推進していきます。

●PDCA サイクル

国分寺市緑の基本計画 2011



5. 実施計画の体系

緑の基本計画実施計画は、6つの基本方針のもとに、17の施策の方向と41の具体施策で構成されています。

<6つの基本方針>	<施策の方向>	<具体施策>
1. 緑と水の保全・活用 国分寺崖線の緑や湧水、農地、雑木林、屋敷林など、本市の貴重な緑と水辺を守り、生かし、次世代に引き継いでいきます	(1)崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用	1. 保存樹林地制度による保全 2. 特別緑地保全地区の指定検討 3. 樹林地の公有地化の推進 4. 萌芽更新(樹木更新)などによる樹林地の若返り・再生 5. 樹林地の適切な維持・管理
	(2)屋敷林・社寺林などの保全・活用	6. 保存樹木への指定
	(3)優良な農地の保全・活用	7. 生産緑地地区の追加指定の促進 8. 都市公園整備等に向けた買い取り 9. 地産地消の促進
	(4)水環境の保全・活用	10. 湧水量の安定確保に向けた開発事業の適切な協議 11. 市民等と協働による湧水地の維持・管理 12. 公共施設整備における雨水浸透施設の設置推進 13. 湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施 14. 胎内掘跡周辺の保全・活用 15. 野川流域河川整備計画に基づく早期整備を東京都に要望
2. 生態系の保全・回復 緑の減少抑制や既存の生態系に配慮した緑の維持・創出により、在来生物が生息・生育しやすい環境を保全・回復していきます	(1)生物の生息空間の保全・整備	16. 市内の生息生物の実態把握と環境影響評価指標の基礎データとしての活用 17. 拠点的な緑・水辺におけるビオトープの保全

<6つの基本方針>	<施策の方向>	<具体施策>
3. 公園・緑地の整備 日々の生活にうるおいと安らぎ、安心を感じることができるように、市民に親しまれる公園・緑地を整備していきます	(1)都市公園・緑地の配置の考え方 (2)都市計画公園・緑地の整備・見直し (3)身近な公園・緑地の整備・充実 (4)特色ある公園・緑地の整備 (5)安全で安心できる公園の整備・充実 (6)公園・緑地の適切な維持・管理	18. 都市計画決定済公園の整備と配置の適正化 19. 都市計画決定済公園の整備と公園空白地帯での優先整備 20. 都市計画決定済み公園・緑地の整備 21. 都市計画公園・緑地の新規指定 22. 身近な公園の市民参加による計画的な整備 23. 開発事業に伴う提供公園整備の促進 24. 史跡指定地の公有地化と公園整備 25. 雑木林の都市計画緑地の指定検討 26. 身近な公園の防災機能の整備 27. 公園施設の定期点検の実施 28. 公園施設の更新・廃棄の検討 29. 市民と市との協働による公園の維持・管理
4. まち中の緑化 市民や事業者等とともにまち中の緑を守り、増やしていくことで、緑の豊かさを実感できるまちを目指していきます	(1)公共公益施設の緑化 (2)民有地の緑化	30. 公共公益施設の緑化 31. 都市計画道路の街路樹の確保 32. 野川や用水路周辺の緑化 33. 開発敷地内の緑化充実と接道緑化の促進
5. 緑と水のネットワーク 緑と水辺が持つ機能を高めるため、緑や水辺の拠点や軸によりネットワークを形成していきます	(1)拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備 (2)緑と水のネットワークの形成	34. 幹線道路及び沿道空間の緑化 35. 用水路周辺の緑化・親水空間化の検討 36. 生物生息・生育空間の連結による生態系の維持・回復
6. 協働による緑づくり 市民や事業者等と市が役割分担のもと、協働で緑と水を守り、つくり、育てていきます	(1)緑地の保全及び緑化への意識の醸成 (2)市民の手による緑のまちづくり活動の促進	37. 緑の情報の発信 38. エコミュージアムの紹介・活用 39. 自然に関する学習機会の提供や催しの開催による緑化意識の向上 40. せん定枝の再利用 41. 市民などによる「コミュニティガーデン」づくりの促進

6. SDGs について

SDGsとは、平成 27(2015)年に国連が採択した令和12(2030)年までに達成を目指す世界的な共通目標です。Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳されます。環境問題、社会問題、経済問題といった課題に対して「地球上の誰一人取り残さないこと」を誓い、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。この世界的目標に向けて行動することが国レベルだけでなく、自治体、企業、個人にも求められています。

国分寺市緑の基本計画実施計画に関連すると考えられる目標は、以下が挙げられます。実施計画を推進することで、挙げられたSDGsの目標達成を目指します。

	<u>2. 飢餓をゼロに</u> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<u>4. 質の高い教育をみんなに</u> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	<u>6. 安全な水とトイレを世界中に</u> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<u>8. 働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	<u>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</u> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	<u>11. 住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<u>12. つくる責任つかう責任</u> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<u>13. 気候変動に具体的な対策を</u> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<u>15. 陸の豊かさも守ろう</u> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<u>17. パートナリシップで目標を達成しよう</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(出典:外務省ホームページ)

国分寺市緑の基本計画実施計画施策一覧の見方

基本方針(※①)

1. 緑と水の保全・活用

施策の方向(※②)

(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

通番 (※③)	施策項目 (※④)	具体施策 (※⑤)	施策の具体内容等 (※⑥)	担当課 (※⑦)	R6年度 実績見込 (※⑧)	6年後の具体目標(※⑨)						SDGs (※⑫)
						具体目標の考え方・理由等(※⑩)						
						各年度の数値目標等(※⑪)						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
1	①緑地保全 制度の指定 による樹林 地の保全	保存樹林地 制度による 保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針(東京都・区市町村の合同策定)」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	緑と公園課	保存樹林地 の指定を継 続しました。 19,216.71 ㎡(17か所)	保存樹林地の指定を継続し、19,216.71㎡(17か所)以上を維持します。						6 15 17
						現在の保存樹林地が減らないよう、所有者と連携して保全をしていきます。また、指定面積の増加を目指します。指定には所有者との合意が必要なため、目標を現状維持以上としています。						
						合計 19,216.71㎡ (17か所)以上	合計 19,216.71㎡ (17か所)以上	合計 19,216.71㎡ (17か所)以上	合計 19,216.71㎡ (17か所)以上	合計 19,216.71㎡ (17か所)以上	合計 19,216.71㎡ (17か所)以上	

※以下の説明は、表上の丸数字に対応しています。

- ① 実施計画において大分類となる基本方針
- ② 中分類となる施策の方向
- ③ 実施計画施策の通し番号
- ④ 小分類となる施策項目
- ⑤ 具体施策の名称
- ⑥ 展開する施策の具体的な内容
- ⑦ 施策を展開する担当課
- ⑧ 令和6年度の実績見込
- ⑨ 6年後をイメージした具体目標
- ⑩ 6年後の具体目標や各年度の数値目標の設定についての考え方・理由等
- ⑪ 令和7年度から12年度までの各年度の現時点における展開目標
- ⑫ 該当するSDGsのゴール(5ページ参照)

国分寺市緑の基本計画実施計画施策一覧

基本方針

1. 緑と水の保全・活用

施策の方向

(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
1	①緑地保全制度の指定による樹林地の保全	保存樹林地制度による保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針(東京都・区市町村の合同策定)」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	緑と公園課	保存樹林地の指定を継続しました。 19,216.71㎡(17か所)	保存樹林地の指定を継続し、19,216.71㎡(17か所)以上を維持します。						6 15 17
						現在の保存樹林地が減らないよう、所有者と連携して保存をします。指定には所有者との合意が必要なため、目標を現状維持以上とします。						
						合計19,216.71㎡ (17か所)以上	合計19,216.71㎡ (17か所)以上	合計19,216.71㎡ (17か所)以上	合計19,216.71㎡ (17か所)以上	合計19,216.71㎡ (17か所)以上	合計19,216.71㎡ (17か所)以上	
2	②国分寺崖線の樹林地の保全	特別緑地保全地区の指定検討	国分寺崖線樹林地のうち特に保全が求められる区域については、特別緑地保全地区の指定を検討します。なお、特別緑地保全地区内の緑地保全事項については、指定具現化の際に示します。	緑と公園課	候補となる具体的な案件が無く検討に至りませんでした。	特別緑地保全地区1か所以上を指定します。						6 15
						国分寺崖線の樹林地を保全するため、特別緑地保全地区の指定の検討をします。						
						指定に向けた検討	指定に向けた検討	指定に向けた検討	指定に向けた検討	指定に向けた測量など	指定に向けた手続き	
3	③良好な樹林地の公有地化	樹林地の公有地化の推進	市が借地契約をしている民有樹林地のうち、次世代に引き継ぐべき良好な樹林地については公有地化を進めます。	緑と公園課	民間樹林地の公有地化が図れませんでした。	良好な樹林地について、借地契約を継続しつつ、公有地化を進めます。						6 11 15
						現在借地契約している民間樹林地の契約期間は令和10年度末です。借地契約をしている状態でも、緑の保全はできていることから、令和10年度までは借地契約を継続しつつ、公有地化を進めます。						
						借地契約して開園 公有地化の検討	借地契約して開園 公有地化の検討	借地契約して開園 公有地化の検討	借地契約して開園 公有地化の検討	検討結果による開園準備	検討結果による開園準備	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
4	④適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	萌芽更新(樹木更新)などによる樹林地の若返り・再生	雑木林は、市民等の協力を得て萌芽更新(樹木更新)などを実施して樹林地の若返り・再生を図り、良質・良好な緑を次世代に引き継ぎます。	緑と公園課	新規に100㎡以上実施しました。	西恋ヶ窪緑地(エックス山)の樹木更新をします。						6 15 17
						毎年度、区域を決めて樹木更新を行います。						
						新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	
5	④適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	樹林地の適切な維持・管理	市民等の協力を得て、湧水の涵養域にある樹林地などの樹林地ごとの特徴を踏まえた適切な維持・管理を実施します。また、保存樹林地等の民有樹林地については、所有者に対し適切な維持・管理を依頼します。	緑と公園課	公有樹林地4か所で市民と協働で維持管理をしました。また、保存樹林地(17か所)については、所有者に適切な維持管理の依頼を継続しました。	公有樹林地4か所(西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地、恋ヶ窪用水路周辺緑地、姿見の池緑地)で市民と協働で維持管理をします。また、保存樹林地については、18か所以上で所有者に枝下しや下草刈り等の依頼を継続します。						6 15 17
						市が管理している樹林地で市民と協働で維持管理ができるよう市民団体と調整をします。保存樹林地については、所有者の管理が必要になることから、適切な維持管理の依頼をします。						
						公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 保存樹林地17か所以上で適切な維持管理の依頼	公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 保存樹林地17か所以上で適切な維持管理の依頼	公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 保存樹林地17か所以上で適切な維持管理の依頼	公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 保存樹林地17か所以上で適切な維持管理の依頼	公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 保存樹林地17か所以上で適切な維持管理の依頼	公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 保存樹林地17か所以上で適切な維持管理の依頼	

施策の方向

(2)屋敷林・社寺林などの保全・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
6	①武蔵野 の原風景 を構成す る屋敷林 などの保 全	保存樹木 への指定	良好な屋敷林等につ いては、所有者の 同意を得て、保存樹 木に指定して保全し ます。	緑と公 園課	325本の樹 木を保存樹木 として指定し て保全しまし た。	325本以上を保存樹木に指定して保全します。						6 15 17
						広く周知することで新規指定を促し、指定本数の増加を目指しますが、指定には所有者との合意が必要なことや、近年老木化などによる指定解除もあることから、目標を現状維持以上とします。						
						合計325本以上	合計325本以上	合計325本以上	合計325本以上	合計325本以上	合計325本以上	

施策の方向
(3)優良な農地の保全・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	①生産緑地地区の指定による農地の保全	生産緑地地区の追加指定の促進	農地の生産緑地地区への追加指定を継続します。	まちづくり計画課	生産緑地累計は238件・面積約110.27ha(追加4件・約0.155ha、削除19件・約2.42ha)。特定生産緑地制度については、申出基準日が近づいている農業者等に対し、周知を行いました。	生産緑地地区の追加指定を継続して実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化を図ります。						8 15
						近年、生産緑地地区は相続等により、年々減少傾向にあります。特定生産緑地や「都市農地貸借円滑化法」等の制度の周知及び追加指定の促進を図ることで、都市農地の保全に努めるとともに、農の風景育成地区等、都市農地の維持・保全に向けた研究を行います。						
						制度の周知追加指定の実施	制度の周知追加指定の実施	制度の周知追加指定の実施	制度の周知追加指定の実施	制度の周知追加指定の実施	制度の周知追加指定の実施	
				経済課	農業委員会主催の地区別懇談会(11月)の開催や農業委員会だより(3月)の発行などを通じて、市内農業者に生産緑地地区追加指定等の制度周知を図りました。	地区別懇談会を2回開催し、農業委員会だよりに1回掲載します。						
						これまでの取組を継続し、農業者に対し生産緑地地区への追加指定に係る情報発信を行います。						
						地区別懇談会の2回開催 農業委員会だより1回掲載	地区別懇談会の2回開催 農業委員会だより1回掲載	地区別懇談会の2回開催 農業委員会だより1回掲載	地区別懇談会の2回開催 農業委員会だより1回掲載	地区別懇談会の2回開催 農業委員会だより1回掲載	地区別懇談会の2回開催 農業委員会だより1回掲載	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
8	①生産緑地地区の指定による農地の保全	都市公園整備等に向けた買い取り	生産緑地地区の買取申出があった場合には、都市公園等の整備計画を踏まえ、必要に応じて取得を図ります。	まちづくり計画課	生産緑地地区の買取申出があった土地について、関係課に情報提供を行いました。	買取申出地の計画的な公有地化を進めます。						11
						生産緑地を計画的に公有地化するために、買取申出地について、引き続き関係課に情報提供を行います。						
						関係課に情報提供	関係課に情報提供	関係課に情報提供	関係課に情報提供	関係課に情報提供	関係課に情報提供	
				緑と公園課	情報共有は行いましたが、具体的に取得するには至りませんでした。	生産緑地担当との連携が行われ、必要に応じた取得を図ります。						
						生産緑地の登録状況等の情報を担当課と密に連絡し、買取申出があった場合に備えます。						
						生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	生産緑地担当と連携し、必要に応じて取得	
9	②農業経営環境の向上	地産地消の促進	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化並びに市民の市内農業への理解を深めるため、学校給食等における地場野菜の利用を促進するとともに、市内の緑化活動においても地場苗木を利用してもらうことにより、地産地消を促進します。	学務課	地場野菜の使用率は、19.4%でした。	地場野菜の使用率については、天候、物価高騰等の外的要因による影響もありますが、安定的に30%以上を達成します。						2 4 8 15
						市内農家との情報交換会にて協議を行う等、使用率向上を図るため様々な取組を行います。天候、物価高騰等の外的要因による部分が大きく影響するため、現状の目標値(30%)と同様とします。						
						地場野菜の使用率30%	地場野菜の使用率30%	地場野菜の使用率30%	地場野菜の使用率30%	地場野菜の使用率30%	地場野菜の使用率30%	
				緑と公園課	開発事業の事前協議時における地場苗木・樹木の使用を要請しました。	開発事業の事前協議時には、全ての案件に対し、地場苗木・樹木の使用要請を実施します。						
						開発事業があるときに「国分寺市まちづくり条例」に基づき協議します。案件が生じた際、開発事業者、地場苗木・樹木の使用について要請します。						
						全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	

施策の方向
(4)水環境の保全・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
10	①湧水の保全・活用	湧水量の安定確保に向けた開発事業の適切な協議	湧水量の安定確保に向け、「国分寺市まちづくり条例」に基づき涵養域における開発事業の際に適切な協議を実施します。	緑と公園課	対象案件はありませんでした。	湧水源周辺の開発事業における事業者への条例に基づく協議を実施します。						6 17
						湧水源周辺で、れき層に及ぶ構造物を設ける等の開発事業があるときに、条例に基づき協議します。						
						全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	
11	①湧水の保全・活用	市民等と協働による湧水地の維持・管理	湧水地及びその周辺の清掃や保全活動等の維持管理については、市民等と協働で進めます。	緑と公園課	湧水地である姿見の池緑地において、市民団体との協働で維持管理を行いました。	湧水地である姿見の池緑地・西元町の湧水源において、市民団体と協働で維持管理をします。						6 17
						湧水地である姿見の池緑地・西元町の湧水源は観光地でもあることから、来訪者の憩いの場となるような維持管理が必要です。市民団体と協働で維持管理の仕方について調整をします。						
						姿見の池緑地・西元町の湧水源において、協働で維持管理	姿見の池緑地・西元町の湧水源において、協働で維持管理	姿見の池緑地・西元町の湧水源において、協働で維持管理	姿見の池緑地・西元町の湧水源において、協働で維持管理	姿見の池緑地・西元町の湧水源において、協働で維持管理	姿見の池緑地・西元町の湧水源において、協働で維持管理	
12	②地下水涵養の促進	公共施設整備における雨水浸透施設の設置推進	市が設置する学校、保育園、市役所等の公共施設については、公共施設整備にあたり、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	公共施設マネジメント課	雨水浸透施設設置(新庁舎)を行いました。	旧庁舎用地利活用事業における複合公共施設等に雨水浸透施設の設置をします。						6
						旧庁舎用地利活用事業にける複合公共施設整備事業と民間活用事業を同一事業者に一括発注し、一体的な整備を行う予定であり、双方にまたがる一体的な計画のもと、雨水浸透施設の設置を推進します。 なお、この間に他の公共施設の整備に着手する場合は、適切に雨水浸透施設を設置するものとします。						
						施設整備	施設整備	施設整備	施設のしゅん工(雨水浸透施設設置)	雨水浸透施設の適切な管理	雨水浸透施設の適切な管理	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
13	③水環境に関する実態調査の実施	湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施	地下水の水位や湧水等の水量、水質に関する調査について、定期的に実施します。	緑と公園課	地下水位井観測(36か所) 湧水量観測(12か所)で実施しました。	地下水位の観測(36か所)、湧水量の観測(12か所)を実施します。						6 17
						湧水量調査などを実施することで、湧水量などに異常がないか確認をします。						
						地下水位観測(36か所)、湧水量観測(12か所)	地下水位観測(36か所)、湧水量観測(12か所)	地下水位観測(36か所)、湧水量観測(12か所)	地下水位観測(36か所)、湧水量観測(12か所)	地下水位観測(36か所)、湧水量観測(12か所)	地下水位観測(36か所)、湧水量観測(12か所)	
				環境対策課	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回を実施しました。	水質に関する調査について、市民等の協力を得ながら定期的に実施します。						
						市内の水環境等の現況把握を行うとともに、経年的な変化を把握するため調査を継続します。						
						野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査38地点×1回	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
14		胎内堀跡周辺の保全・活用	胎内堀跡周辺については、貴重な歴史的資源として保全・活用を進めます。	緑と公園課	土地所有者及び建物所有者と協議しましたが、整備に必要な用地の確保ができず、検討が進みませんでした。	令和元年度に公有地化した胎内掘跡周辺にある西町四丁目の樹林地について、供用開始します。						11
						西町四丁目の樹林地について、緑・水・崖線といった国分寺市の特性を象徴するような整備方針・整備像をふるさと文化財課と連携して検討し、整備します。						
						用地交渉及び整備方針・整備像の検討	用地交渉及び整備方針・整備像の検討	測量・図書作成委託	都市計画決定	事業認可・用地取得	設計に基づく整備	
15	④用水及び野川の保全・復元	野川流域河川整備計画に基づく早期整備を東京都に要望	治水対策、親水空間の創出、生態系保全等を図るため、「野川流域河川整備計画(平成29年7月東京都)」に基づき、野川親水化の早期整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取組を進めます。	緑と公園課	東京都へ早期整備要望を行うとともに、関係団体と組織している東京河川改修促進連盟や野川・仙川改修促進期成同盟において、早期改修の要望を行いました。	東京都に対する要望及び野川源流スクールの実施といった機運醸成を図り、早期整備に向けた取組を行います。						6 11 17
						野川の早期整備に向けて、東京都へ要望を継続します。要望には市民の声を反映します。						
						東京都への要望及び機運醸成のための野川源流スクールを市民活動団体と協働で開催	東京都への要望及び機運醸成のための野川源流スクールを市民活動団体と協働で開催	東京都への要望及び機運醸成のための野川源流スクールを市民活動団体と協働で開催	東京都への要望及び機運醸成のための野川源流スクールを市民活動団体と協働で開催	東京都への要望及び機運醸成のための野川源流スクールを市民活動団体と協働で開催	東京都への要望及び機運醸成のための野川源流スクールを市民活動団体と協働で開催	

基本方針

2. 生態系の保全・回復

施策の方向

(1)生物の生息空間の保全・整備

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
16	①市内の生物の実態把握	市内の生息生物の実態把握と環境影響評価指標の基礎データとしての活用	市内の生息生物について、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得て実態の把握を目指すとともに、環境影響評価指標の基礎データとしての活用を目指します。	まちづくり計画課	・生物多様性地域戦略を策定(第三次環境基本計画に包含)しました。 ・市民からの市内動植物の情報を提供しました。	生物多様性地域戦略に基づき、動植物の生息・生育状況の経年変化を収集分析するため、専門員調査を実施し、市民団体等と連携しながら、希少種保護や外来種対策などにつなげています。 また、生物多様性に配慮した緑化手引の作成や、市民参加型生きもの調査などを実施し、市民の身近な自然や生きものへの興味・関心を高めます。						4 15 17
						市内の緑地は減少傾向にあり、動植物への影響や経年変化を把握するため、専門員による動植物の調査を継続して実施し、希少種保護などに活用する必要があります。 また、市民が気軽に参加できる生きもの調査を実施し、生物多様性に配慮した緑化の手引を作成し、環境学習の機会を創出し、身近な自然と触れ合う機会を創出し、生物多様性への理解と取組を進める必要があります。						
						市民参加型生きもの調査の実施	市民参加型生きもの調査の実施、緑化の手引作成	市民参加型生きもの調査の実施	専門員による動植物調査の実施	市民参加型生きもの調査の実施、生物多様性地域戦略の見直し	市民参加型生きもの調査の実施、生物多様性地域戦略の改定	
17	②ビオトープの保全・整備	拠点的な緑・水辺におけるビオトープの保全	多様な生物が生息・生育する緑と水の拠点は、ビオトープとして保全するとともに、市民等の協力を得ながら、適切な維持・管理方法を検討します。	緑と公園課	西恋ヶ窪緑地において、生物多様性に配慮した適切な緑地の維持管理を市民団体と協働で実施しました。 姿見の池緑地において、生物多様性に配慮して水路箇所の清掃などの維持管理を市民団体と協働で実施しました。	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地において、緑地の特性に応じて多様な生物の生息・育成に配慮した維持管理を市民団体と協働で実施します。						6 15 17
						西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地におけるビオトープとしての管理の在り方について、市民団体と協議しながら維持管理をします。						
						西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地における協働での維持管理及び管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地における協働での維持管理及び管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地における協働での維持管理及び管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地における協働での維持管理及び管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地における協働での維持管理及び管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地における協働での維持管理及び管理の在り方の協議	

基本方針

3. 公園・緑地の整備

施策の方向

(1)都市公園・緑地の配置の考え方

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
18	①街区公園の配置の考え方	都市計画決定済公園の整備と配置の適正化	街区公園については、誰もが気軽に利用できるよう徒歩圏内(おおむね250m)への配置を検討し、都市計画決定されている街区公園は、引き続き整備を進めます。	緑と公園課	西町5丁目用地について地権者協議を行い、配置の検討を行いました。	街区公園について、公園空白地帯に優先的な配置の検討を行います。						11
						既設の都市計画公園・緑地、提供公園や民間児童遊園地などの配置や隣接市の公園・緑地などの配置を踏まえて、配置を検討します。						
						都市計画施設(街区公園)の配置の検討	都市計画施設(街区公園)の配置の検討	都市計画施設(街区公園)の配置の検討	都市計画施設(街区公園)の配置の検討	都市計画施設(街区公園)の配置の検討	都市計画施設(街区公園)の配置の検討	
19	②近隣公園・地区公園の配置の考え方	都市計画決定済公園の整備と公園空白地帯での優先整備	都市計画決定されている近隣公園は、引き続き整備を進めるとともに、整備にあたっては、公園空白地帯に優先的に配置します。	緑と公園課	戸倉公園について整備が完了し供用開始しました。	近隣公園・地区公園について、公園空白地帯に優先的な配置の検討を行います。						11
						既設の都市計画公園・緑地、提供公園や民間児童遊園地などの配置や隣接市の公園・緑地などの配置を踏まえて、配置を検討します。						
						都市計画施設(近隣公園)の配置の検討	都市計画施設(近隣公園)の配置の検討	都市計画施設(近隣公園)の配置の検討	都市計画施設(近隣公園)の配置の検討	都市計画施設(近隣公園)の配置の検討	都市計画施設(近隣公園)の配置の検討	

施策の方向
(2)都市計画公園・緑地の整備・見直し

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
20		都市計画決定済み公園・緑地の整備	都市計画決定された公園・緑地については、引き続き整備を進めます。	緑と公園課	都市計画公園戸倉公園について、整備が完了しました。黒鐘公園について、事業認可を取得しました。	都市計画決定された公園・緑地について、整備を進めます。 黒鐘公園について、園内の一部を整備します。						11
						都市計画決定された公園・緑地について、整備を進めます。 黒鐘公園について、用地取得を行い、バリアフリートイレ・車椅子使用者用駐車場・インクルーシブな遊具等を整備します。						
						黒鐘公園について、整備・使用開始決定済みの公園・緑地の整備に向けた検討	都市計画決定済みの公園・緑地の整備に向けた検討	都市計画決定済みの公園・緑地の整備に向けた検討	都市計画決定済みの公園・緑地の整備に向けた検討	都市計画決定済みの公園・緑地の整備に向けた検討	都市計画決定済みの公園・緑地の整備に向けた検討	
21	①都市計画公園・緑地の整備	都市計画公園・緑地の新規指定	新たな都市公園の整備については、都市計画公園・緑地に指定し、整備へと進めます。	緑と公園課	新町一丁目緑地について、国分寺都市計画緑地の変更の決定を行いました。	都市計画決定がなされていない公園・緑地について、新たに指定し整備を進めます。 新町一丁目緑地及び西町五丁目緑地を都市公園として整備します。						11
						街区公園、近隣公園等の配置の考え方を踏まえ、都市計画公園・緑地に指定する土地について、都市計画決定の手続きを行い、整備へと進めます。						
						新町一丁目緑地について、事業認可・用地取得 西町五丁目緑地について、都市計画手続き 新規に都市計画決定する公園・緑地の整備に向けた検討、準備	新町一丁目緑地について、設計 西町五丁目緑地について、事業認可・用地取得 新規に都市計画決定する公園・緑地の整備に向けた検討、準備	新町一丁目緑地について、工事、供用開始 西町五丁目緑地について、設計 新規に都市計画決定する公園・緑地の整備に向けた検討、準備	西町五丁目緑地について、整備・供用開始 新規に都市計画決定する公園・緑地の整備に向けた検討、準備	新規に都市計画決定する公園・緑地の整備に向けた検討、準備	新規に都市計画決定する公園・緑地の整備に向けた検討、準備	

施策の方向
(3)身近な公園・緑地の整備・充実

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
22	①誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備・充実	身近な公園の市民参加による計画的な整備	身近な公園の整備にあたっては、計画段階から住民参加を促し、地域の意向を踏まえた公園整備を進めます。	緑と公園課	都市計画公園戸倉公園を供用開始しました。	街区公園等の身近な公園について、計画段階から住民が参加した整備を行います。						11 17
						身近な公園の整備にあたっては、利用する近隣住民の意向を聴き取ることが重要です。整備をする際には市民懇談会等を実施します。						
						整備案件がある場合に市民懇談会の実施	新町一丁目緑地他、整備案件がある場合に市民懇談会の実施	西町五丁目緑地他、整備案件がある場合に市民懇談会の実施	整備案件がある場合に市民懇談会の実施	整備案件がある場合に市民懇談会の実施	整備案件がある場合に市民懇談会の実施	
23	②開発行為等による新たな公園の確保	開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき公園の設置を促進します。	緑と公園課	条例に基づき、1件の提供公園の協議を行いました。 2件の提供公園を供用開始しました。	まちづくり条例に基づき、事業者と協議を行い、提供公園を整備します。						11
						提供公園は、3,000㎡以上の開発事業がある場合に協議します。 公園内容の協議の際には、安全安心に利用できるよう位置、形状、設置施設等について協議します。						
						提供公園の供用開始(1公園) 対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	

施策の方向
(4)特色ある公園・緑地の整備

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
24	①史跡指定地の公園化	史跡指定地の公有地化と公園整備	本市の歴史資源と湧水などの自然資源の一体的な保全のため、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡指定地等の公有地化と公園整備を引き続き進めます。	ふるさと文化財課	約1,410㎡の史跡指定地を公有地化しました。 伽藍中枢部周辺地域の南門地区の整備を行いました。	史跡指定地を順次公有地化します。 伽藍中枢部周辺地域の南門地区及び北方(推定中院)地区の整備が完了し、塔地区の調査・整備を着実に進めます。 「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)整備実施計画」及び「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)第一期整備(中枢部周辺地区)基本設計」に基づき整備を進めます。なお、公有地化に関しては所有者との協議事案であるため数値目標の設定にはなじまないと考えます。						11
						約900㎡の公有地化 南門地区の整備	公有地化の継続 北方(推定中院)地区の整備	公有地化の継続 北方(推定中院)地区の整備	公有地化の継続 塔地区の調査・整備	公有地化の継続 塔地区の調査・整備	公有地化の継続 塔地区の調査・整備	
25	②雑木林の緑地指定	雑木林の都市計画緑地の指定検討	身近に自然とふれあえる雑木林は、貴重な景観資源でもあることから、都市計画緑地の指定を検討します。	緑と公園課	新町一丁目緑地について都市計画緑地の指定を行いました。 西町五丁目緑地について、検討を行いました。	身近に自然とふれあえる雑木林について、都市計画緑地として都市計画緑地の指定に向け検討します。 「緑確保の総合的な方針」や、その土地の管理状況、接道状況、開放可能性等を考慮して、都市計画緑地として指定するか検討します。						6 11 15
						光町一丁目・西町四丁目寄附樹林地の検討	西町四丁目寄附樹林地の検討	指定に向けた検討	指定に向けた検討	指定に向けた検討	指定に向けた検討	

施策の方向
(5)安全で安心できる公園の整備・充実

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
26	①公園の 防災機能 の向上	身近な公園の 防災機能の 整備	災害時の一時的な 避難場所としても活用する 身近な公園については、 防災備蓄倉庫、災害用 トイレ等の設置整備を進 めます。	防災安全課	市が都市計画公園戸倉公園に、 防災備蓄倉庫、災害用 トイレ、むかしの井戸を設 置しました。	まちづくり条例に基づく公園整備や市が行う公園整備等事業により、公園内に防災備蓄倉庫や災害用トイレ等を設置し、公園の防災機能の向上を図ります。						11 13
						まちづくり条例に基づき公園を設置する開発事業や市による公園整備等事業にあっては、公園内に防災備蓄倉庫、災害用トイレ、太陽光照明、かまどベンチ、むかしの井戸の設置について協議・検討します。						
						公園内の防災機能の 整備	公園内の防災機能の 整備	公園内の防災機能の 整備	公園内の防災機能の 整備	公園内の防災機能の 整備	公園内の防災機能の 整備	

施策の方向
(6)公園・緑地の適切な維持・管理

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
27	①公園施設の定期的な点検	公園施設の定期点検の実施	誰もが安全・安心に利用できるように、公園内施設の定期点検を実施します。	緑と公園課	遊具を設置している全ての公園で点検を実施しました。	誰もが安全安心に公園を利用できるよう、全ての遊具等の点検を実施します。						11
						遊具点検を実施することで、異常がないか確認をします。						
						全ての遊具等を点検	全ての遊具等を点検	全ての遊具等を点検	全ての遊具等を点検	全ての遊具等を点検	全ての遊具等を点検	
28	②公園施設の機能更新・充実	公園施設の更新・廃棄の検討	定期点検の結果、問題が確認された施設等については、維持管理コストなどを考慮した上で公園施設の更新・廃棄を検討します。	緑と公園課	19件の公園施設の更新・補修を行いました。	「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき、公園施設の更新・補修を行います。 安全点検で異常があった時は、更新・補修を行います。						11
						「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき、劣化や損傷を未然に防止するための補修を定期的に行うことで、施設を長持ちさせる予防保全型管理を行います。 安全点検で、異常があった時は、事後保全型管理を行います。						
						91件の公園施設の更新・補修を実施	52件の公園施設の更新・補修を実施	50件の公園施設の更新・補修を実施	53件の公園施設の更新・補修を実施	46件の公園施設の更新・補修を実施	69件の公園施設の更新・補修を実施	
29	③地域による身近な公園の維持・管理	市民と市との協働による公園の維持・管理	小規模な公園等は、地域の市民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、公園清掃等についてサポート団体による維持・管理を実施します。	緑と公園課	公園サポート事業の登録は、32団体40公園となりました。	市民に公園サポート制度が認知され、市民と市との協働による維持管理をしている公園を増やします。						17
						公園サポートの制度を広く案内し、毎年度、1団体1公園の増加ができるよう新規登録を促します。						
						33団体41公園(累計) 公園サポートの周知方法の検討	34団体42公園(累計) 公園サポートの周知方法の検討	35団体43公園(累計) 公園サポートの周知方法の検討	36団体44公園(累計) 公園サポートの周知方法の検討	37団体45公園(累計) 公園サポートの周知方法の検討	38団体46公園(累計) 公園サポートの周知方法の検討	

基本方針

4. まち中の緑化

施策の方向

(1) 公共公益施設の緑化

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
30	①公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化	公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及・啓発を図ります。			各担当課の目標等を26ページ以降に記載しています。						15
31	②緑化された幹線道路の整備	都市計画道路の街路樹の確保	都市計画道路などの幹線道路については、延焼遮断機能や都市景観の向上を図るため、街路樹の確保を図ります。なお、街路樹の樹種選定等については、住民の意向を踏まえつつ、将来的な歩道部の根張り損傷等を考慮した植栽とします。	建設事業課	国3・4・12号線の用地取得(361.52㎡)及び道路設計を行いました。	都市計画道路などの幹線道路については、適切な植栽設置を図るための設計及び工事を進めます。						9 11
						都市計画道路などの幹線道路については、適切な植栽設置を図るための設計及び工事を進めています。国3・4・12号線(整備延長335m)については、様々な要因から進捗が大きく前後することが予想されるため、実数値を定めることができません。そのため、毎年の状況に応じた用地取得、設計及び工事を施工し、整備完了を目標とします。						
						都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計の実施	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計及び工事の実施	国3・4・12号線の整備完了 各道路事業の状況に応じて検討	各道路事業の状況に応じて検討	各道路事業の状況に応じて検討	各道路事業の状況に応じて検討	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
32	③河川などの緑化	野川や用水路周辺の緑化	野川や用水路の水辺空間は、潤いのある景観形成に果たす役割が大きいことから、東京都との協議調整を図りながら、緑化を進めます。	緑と公園課	野川については、東京都に早期整備について要望を行いました。 姿見の池緑地内の水路で市民団体と協働で緑化に努めました。	野川の早期整備については、東京都への要望を継続します。 姿見の池緑地内にある用水路周辺及び砂川用水の緑が、水辺と一体となるように市民団体と協働して維持管理します。						6 11 17
						野川の早期整備に向けて、東京都へ要望を継続します。 市民の機運醸成を図ります。 姿見の池緑地内にある用水路周辺の緑が、水辺と一体となるように市民団体と協働して維持管理します。						
						東京都への要望及び野川源流スクールを開催 姿見の池緑地内用水路周辺・砂川用水路の緑の維持管理	東京都への要望及び野川源流スクールを開催 姿見の池緑地内用水路周辺・砂川用水路の緑の維持管理	東京都への要望及び野川源流スクールを開催 姿見の池緑地内用水路周辺・砂川用水路の緑の維持管理	東京都への要望及び野川源流スクールを開催 姿見の池緑地内用水路周辺・砂川用水路の緑の維持管理	東京都への要望及び野川源流スクールを開催 姿見の池緑地内用水路周辺・砂川用水路の緑の維持管理	東京都への要望及び野川源流スクールを開催 姿見の池緑地内用水路周辺・砂川用水路の緑の維持管理	

施策の方向

(2)民有地の緑化

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
33	①開発事業に対する緑化協議	開発敷地内の緑化充実と接道緑化の促進	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」の緑化基準に基づき、開発敷地内の緑化を促進します。 なお、緑豊かな市街地景観形成の観点から、優先的な接道部の緑地帯確保を事業者要望します。	緑と公園課	開発事業の事前協議時における緑化及び接道部への緑地帯設置要請を行いました。	開発事業の事前協議時において、全ての案件で緑化の協議及び接道部への緑地帯設置を要請します。						12
						開発事業があるときに条例に基づき協議します。案件が生じたときに、開発事業者に要請します。						
						全ての開発案件で緑化を要請	全ての開発案件で緑化を要請	全ての開発案件で緑化を要請	全ての開発案件で緑化を要請	全ての開発案件で緑化を要請	全ての開発案件で緑化を要請	

基本方針

5. 緑と水のネットワーク

施策の方向

(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
34	①市内を ネット ワークする緑や水 辺の保 全・整備	幹線道路 及び沿道 空間の緑 化	都市計画道路などの 幹線道路につい ては、高木と低木に よる街路樹の植栽、 沿道空間の緑化に より、広がりのある 緑やオープンスペ ースを確保します。	建設事 業課	国3・4・12号 線の用地取得 (361.52㎡) 及び道路設計 を行いました。 た。	都市計画道路など幹線道路については、植栽設置及びスペース確保を図るための設計及び工事を進めます。						9 11
						都市計画道路などの幹線道路については、適切な植栽設置を図るための設計及び工事を進めます。 国3・4・12号線(整備延長335m)については、様々な要因から進捗が大きく前後することが予想されるため、実数値を定めることができません。そのため、毎年の状況に応じた用地取得、設計及び工事を施工し、整備完了を目標とします。						
						都市計画道路事業 の用地取得、進捗 に応じた設計の実 施	都市計画道路事業 の用地取得、進捗 に応じた設計及び 工事の実施	国3・4・12号線の 整備完了 各道路事業の状況 に応じて検討	各道路事業の状況 に応じて検討	各道路事業の状況 に応じて検討	各道路事業の状況 に応じて検討	
35		用水路周 辺の緑 化・親水 空間化の 検討	通水している既存の 用水路については、 周辺の緑化や親水 空間としての整備を 検討します。	緑と公 園課	該当する案件 はありません でした。	既存の用水路について適切な保全を行います。また、既存の用水路が開発事業地内にある場合において、新たに親水化が可能な箇所や親水空間として改修の必要な箇所を検討し、必要な処置を要請します。						6
						砂川用水の新府中街道整備に伴う通水も含めた工事が完了したため、新たな用水路親水化が可能な箇所や親水空間としての改修の必要な箇所を検討します。また、開発事業の案件が生じたときに、開発事業者と協議を行い、親水空間の確保を要請します。						
						砂川用水・元町用 水の親水空間を確 保するよう検討と 要請	砂川用水・元町用 水の親水空間を確 保するよう検討と 要請	砂川用水・元町用 水の親水空間を確 保するよう検討と 要請	砂川用水・元町用 水の親水空間を確 保するよう検討と 要請	砂川用水・元町用 水の親水空間を確 保するよう検討と 要請	砂川用水・元町用 水の親水空間を確 保するよう検討と 要請	

施策の方向
(2)緑と水のネットワークの形成

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
36	①エコロジカル・ネットワークの形成	生物生息・生育空間の連結による生態系の維持・回復	崖線樹林地、雑木林、社寺林、農地、街路樹等の緑や湧水などの水辺を生物が行き来できる生息・生育空間として連結させることで、生態系の維持・回復を図るエコロジカル・ネットワークを形成します。	緑と公園課	-	エコロジカルネットワークを形成する崖線樹林地、雑木林などの緑地や水辺空間を生物多様性の視点で整備、維持管理します。						615
						西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源において、ビオトープとしての管理の在り方について、市民団体と協議しながら維持管理します。						
						西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源における協働での維持管理の検討及び補修、ビオトープとしての管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源における協働での維持管理の検討及び補修、ビオトープとしての管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源における協働での維持管理の検討及び補修、ビオトープとしての管理の在り方の協議	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源における協働での維持管理の検討及び補修、ビオトープとしての管理の在りの方針検討	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源における協働での維持管理の検討及び補修、ビオトープとしての管理の在りの方針策定・開示	西恋ヶ窪緑地・姿見の池緑地・砂川用水・元町用水・西元町の湧水源における協働での維持管理の検討及び補修、ビオトープとしての管理の在り方の実施	
				まちづくり計画課	-	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地などの拠点となる緑と緑を結ぶまちなかの緑が創出され、生きものが移動し、暮らしやすい環境を確保します。						1315
生物多様性に配慮した緑化の手引作成・普及啓発によって、公共施設や商業施設、住宅地などにおける植栽、生け垣、プランター、水鉢などの設置を促し、まちなかの小さな生きものが移動し、暮らしやすい環境づくりを推進します。												
先進事例の収集・検討の進め方について内部の協議・調整	生物多様性に配慮した緑化の手引の作成	生物多様性に配慮した緑化に関する普及啓発の展開(イベントや市HPなどでの周知)	生物多様性に配慮した緑化に関する普及啓発の展開(イベントや市HPなどでの周知)			生物多様性に配慮した緑化に関する普及啓発の展開(イベントや市HPなどでの周知)	生物多様性に配慮した緑化に関する普及啓発の展開(イベントや市HPなどでの周知)					

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
40	③緑のリ サイクル 運動の推 進	せん定枝 の再利用	緑地・樹林地などの 樹木から発生するせん 定枝の再利用を 図ります。	ごみ減 量推進 課	せん定枝を 1,430t収集 してすべてリ サイクルしま した。	収集されたせん定枝を全てリサイクルします。						11 12 13 15
						収集したせん定枝と樹林地などで発生するせん定枝を全てリサイクルします。						
						せん定枝のリサイク ル率100%	せん定枝のリサイク ル率100%	せん定枝のリサイク ル率100%	せん定枝のリサイク ル率100%	せん定枝のリサイク ル率100%	せん定枝のリサイク ル率100%	

施策の方向

(2)市民の手による緑のまちづくり活動の促進

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
						具体目標の考え方・理由等						
						各年度の数値目標等						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
41	①市民の手による まち中の 緑化	市民など による「コ ミュニティ ガーデン」 づくりの 促進	緑豊かな街なみ形 成に向けて、地域住 民等が公園の片隅 などに花や草木を 植えて維持・管理す る「コミュニティガ ーデン」づくりを促進 します。	緑と公 園課	公園サポ ート事 業登録団 体に花の 種を配 付し、19 公園で 市民の手 による植 栽がな されました。	公園サポート事業登録団体に花の種の配付をし、毎年19公園以上で植栽します。						12
						公園サポート事業登録団体による「コミュニティガーデン」づくりを促進します。						
						公園サポート事業 へ花の種の配付 19公園以上で「コ ミュニティガ― デン」の実施	公園サポート事業 へ花の種の配付 19公園以上で「コ ミュニティガ― デン」の実施	公園サポート事業 へ花の種の配付 19公園以上で「コ ミュニティガ― デン」の実施	公園サポート事業 へ花の種の配付 19公園以上で「コ ミュニティガ― デン」の実施	公園サポート事業 へ花の種の配付 19公園以上で「コ ミュニティガ― デン」の実施	公園サポート事業 へ花の種の配付 19公園以上で「コ ミュニティガ― デン」の実施	

通番30番の内容

基本方針

4. まち中の緑化

施策の方向	施策項目	具体施策
(1)公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化
施策具体内容等		
公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及・啓発を図ります。		

担当課	施設	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
			具体目標の考え方・理由等						
			各年度の数値目標等						
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
公共施設 マネジメント課	旧庁舎跡地	新庁舎において樹木の植栽を行いました。	複合公共施設及び民間施設において、双方にまたがる一体的な計画のもと、植栽や屋上緑化などが適切に整備、配置、管理します。						
			本事業においては、複合公共施設整備事業と民間活用事業を同一事業者に一括発注し、一体的な整備を行う予定であり、両事業により整備された植栽、屋上緑化等が、恋ヶ窪駅周辺のまちなみと調和するように考慮しつつ推進します。						
			施設整備	施設整備	施設整備	施設のしゅん工 (緑化施設設置)	緑化施設の適切な 管理	緑化施設の適切な 管理	
契約管財課	市庁舎 市営住宅	現庁舎敷地内の空間の草花の 植え替えを行いました。	維持・管理を継続して行います。						
			市役所敷地内の植栽管理及び草花の植え替えを行います。 市営住宅敷地内の植栽の管理を行います。						
			市庁舎:植栽管理 及び草花の植え替 え 市営住宅:植栽管 理	市庁舎:植栽管理 及び草花の植え替 え 市営住宅:植栽管 理	市庁舎:植栽管理 及び草花の植え替 え 市営住宅:植栽管 理	市庁舎:植栽管理 及び草花の植え替 え 市営住宅:植栽管 理	市庁舎:植栽管理 及び草花の植え替 え 市営住宅:植栽管 理	市庁舎:植栽管理 及び草花の植え替 え 市営住宅:植栽管 理	
協働コミュニティ 課	内藤地域センター 西町地域センター 北町地域センター 北の原地域セン ター もとまち地域セン ター	<内藤>花壇管理1か所 <西町>グリーンカーテン1か所 <北町>花壇・プランター・グ リーンカーテン各1か所 <北の原>花壇・プランター各1 か所 上記箇所について管理しまし た。	花壇や植栽の維持管理を定期的に行い、外構・壁面緑化引き続き推進します。						
			花壇や植栽が可能な敷地が限られているため、目標を現状維持以上とします。						
			<内藤>花壇管理 1か所 <西町>グリー ンカーテン1か所 <北町>花壇・プ ランター・グリー ンカーテン各1か所 <北の原>花壇・ プランター各1か 所 <もとまち>庭の 樹木のせん定管理	<内藤>花壇管理 1か所 <西町>グリー ンカーテン1か所 <北町>花壇・プ ランター・グリー ンカーテン各1か所 <北の原>花壇・ プランター各1か 所 <もとまち>庭の 樹木のせん定管理	<内藤>花壇管理 1か所 <西町>グリー ンカーテン1か所 <北町>花壇・プ ランター・グリー ンカーテン各1か所 <北の原>花壇・ プランター各1か 所 <もとまち>庭の 樹木のせん定管理	<内藤>花壇管理 1か所 <西町>グリー ンカーテン1か所 <北町>花壇・プ ランター・グリー ンカーテン各1か所 <北の原>花壇・ プランター各1か 所 <もとまち>庭の 樹木のせん定管理	<内藤>花壇管理 1か所 <西町>グリー ンカーテン1か所 <北町>花壇・プ ランター・グリー ンカーテン各1か所 <北の原>花壇・ プランター各1か 所 <もとまち>庭の 樹木のせん定管理	<内藤>花壇管理 1か所 <西町>グリー ンカーテン1か所 <北町>花壇・プ ランター・グリー ンカーテン各1か所 <北の原>花壇・ プランター各1か 所 <もとまち>庭の 樹木のせん定管理	

通番30番の内容

担当課	施設	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
			具体目標の考え方・理由等						
			各年度の数値目標等						
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
障害福祉課	街路等 (障害のある方への委託)	花壇2か所、フラワーポット1か所の植栽を行いました。	障害者地域緑化推進事業により、市内の街路等(合計3か所)の緑の創出・保全に取り組みます。また、本事業を通じて障害のある人の就労機会や工賃の確保、障害理解の促進を図ります。						
			障害のある人の就労機会や工賃の確保を目的とした障害者地域緑化推進事業を継続実施し、街路等における四季折々の草花や樹木の植栽、保全に取り組みます。 現状実施している、南町3ー21市道南295号線沿道における花壇、南町3ー9市道南103号線沿道における路肩の花壇、同じく市道南103号線沿道におけるフラワーポット77基の合計3か所を維持することを目的とします。						
			花壇2か所 フラワーポット1か所	花壇2か所 フラワーポット1か所	花壇2か所 フラワーポット1か所	花壇2か所 フラワーポット1か所	花壇2か所 フラワーポット1か所	花壇2か所 フラワーポット1か所	
保育幼稚園課	こくぶんじ保育園	グリーンカーテンを1か所を設置しました。 植栽を維持管理します。	グリーンカーテン1か所と園庭の植栽の管理を行います。						
			現在実施している事業を維持します。						
			グリーンカーテン1か所 植栽 維持	グリーンカーテン1か所 植栽 維持	グリーンカーテン1か所 植栽 維持	グリーンカーテン1か所 植栽 維持	グリーンカーテン1か所 植栽 維持	グリーンカーテン1か所 植栽 維持	
子ども子育て支援課	児童館 学童 プレイステーション	<児童館> ・花壇3館 ・グリーンカーテン1館 ・プランター3館 ・生け垣・植え込み1館 <学童> ・花壇5施設 ・グリーンカーテン2施設 ・プランター9施設 ・生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション> ・グリーンカーテン ・プランター・花壇 の管理を行いました。	各施設において、下記緑化の推進を図ります。 <児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇						
			児童館・学童保育所・プレイステーションについて、現在まで施設の緑化について積極的に実施しています。6年後の目標値としては、現状の施設の緑化を継続することを目標とします。						
			<児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇	<児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇	<児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇	<児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇	<児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇	<児童館>花壇3館、グリーンカーテン1館、プランター3館、生け垣・植え込み1館 <学童>花壇5施設、グリーンカーテン2施設、プランター9施設、生け垣・植え込み3施設 <プレイステーション>グリーンカーテン、プランター・花壇	

通番30番の内容

担当課	施設	R6年度 実績見込	6年後の具体目標						SDGs
			具体目標の考え方・理由等						
			各年度の数値目標等						
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
子育て相談室	児童発達支援センターつくしんぼ いずみプラザ	つくしんぼ・いずみプラザ:年1回の樹木せん定を実施しました。	年1回以上の樹木のせん定及び植栽の管理を行い、各施設における緑化の維持及び増進を図ります。						15
			現在の公共施設の緑化について、減少することが無いよう、適切な管理のもとで維持・増進されることを目標とします。						
			つくしんぼ・いずみプラザ:樹木のせん定を年1回以上実施	つくしんぼ・いずみプラザ:樹木のせん定を年1回以上実施	つくしんぼ・いずみプラザ:樹木のせん定を年1回以上実施	つくしんぼ・いずみプラザ:樹木のせん定を年1回以上実施	つくしんぼ・いずみプラザ:樹木のせん定を年1回以上実施	つくしんぼ・いずみプラザ:樹木のせん定を年1回以上実施	
まちづくり計画課	施設なし (市民や公共施設にグリーンカーテンのための種子を配布)	市民と公共施設に対し、グリーンカーテンのための種子を配布しました。 また、HPにおいてグリーンカーテンの効果を広報しました。 種子配布数:1,000袋	市民や職員にグリーンカーテンの効果が周知され、市内においてグリーンカーテンの設置数が増加します。						
			グリーンカーテンの設置により、夏の日差しを遮り、室温の上昇を抑え、エアコンの使用の抑制につながることで、節電・省エネの効果が得られる等、グリーンカーテンの効果について普及啓発を図るとともに、市民や公共施設に対しグリーンカーテン用の種子を配布すること等によりグリーンカーテンの取組を促進します。						
			グリーンカーテン用の種子配布数1,000袋	グリーンカーテン用の種子配布数1,000袋	グリーンカーテン用の種子配布数1,000袋	グリーンカーテン用の種子配布数1,000袋	グリーンカーテン用の種子配布数1,000袋	グリーンカーテン用の種子配布数1,000袋	
社会教育課	ひかりプラザ	花壇管理を2か所実施しました。 敷地内植込の管理を実施しました。 グリーンカーテンの設置を1か所実施しました。	花壇を2か所・敷地内植込を維持しています。毎年度グリーンカーテンの設置をします。						
			グリーンカーテンを継続的に実施します。 敷地内の植込みや花壇が維持されており、緑のある施設としていきます。						
			花壇管理2か所, グリーンカーテン1か所	花壇管理2か所, グリーンカーテン1か所	花壇管理2か所, グリーンカーテン1か所	花壇管理2か所, グリーンカーテン1か所	花壇管理2か所, グリーンカーテン1か所	花壇管理2か所, グリーンカーテン1か所	
公民館課	公民館 本多公民館 恋ヶ窪公民館 光公民館 もとまち公民館 並木町公民館	5館にてグリーンカーテン及び壁面緑化を実施しました。	植栽、壁面緑化が推進され、各館で取組が進みます。						
			公民館全体で市民との協働による緑化を継続します。						
			<5館> 市民と協働による植栽整備	<5館> 市民と協働による植栽整備	<5館> 市民と協働による植栽整備	<5館> 市民と協働による植栽整備	<5館> 市民と協働による植栽整備	<5館> 市民と協働による植栽整備	

国分寺市緑の基本計画実施計画
【令和7(2025)年度～令和12(2030)年度】

令和7(2025)年3月

発行・編集／国分寺市建設環境部緑と公園課
〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号

Tel. 042-312-8677

E-mail: midorikouen@city.kokubunji.tokyo.jp